

日高市告示第 69 号（改正 平成 30 年 3 月 13 日日高市告示第 54 号）

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を次の表のとおり定め、平成24年 4 月 1 日から適用する。

時間の区分 区域の区分	昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）	朝（午前 6 時から午前 8 時まで） 夕（午後 7 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）
第一種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

1 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域の区分は、次に定めるとおりとする。

(1) 第一種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定による第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の指定がされている区域

(2) 第二種区域 次に掲げる区域をいう。

ア 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の指定がされている区域

イ 都市計画法第 5 条第 1 項の規定による都市計画区域の指定がされている区域のうち、同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による用途地域の指定がされていない区域

(3) 第三種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の指定がされている区域

(4) 第四種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による工業地域又は工業専用地域の指定がされている区域

2 第二種区域、第三種区域及び第四種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、それぞれの区域について

定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

3 第1号(2)のイに規定する区域内における都市計画法第29条第1項第5号、第34条第6号又は第34条の2第1項に規定する開発行為（工業の用に供する目的で行うものに限る。）に起因して、当該区域について第二種区域に係る規制基準を適用することが適当でないと認められるに至ったときは、当該区域について適用すべき規制基準は、別に定めるものとする。